

G		班		審		設	
長		長		査		計	

特定防衛施設周辺整備調整交付金事業

新潟県土木工事標準仕様書による

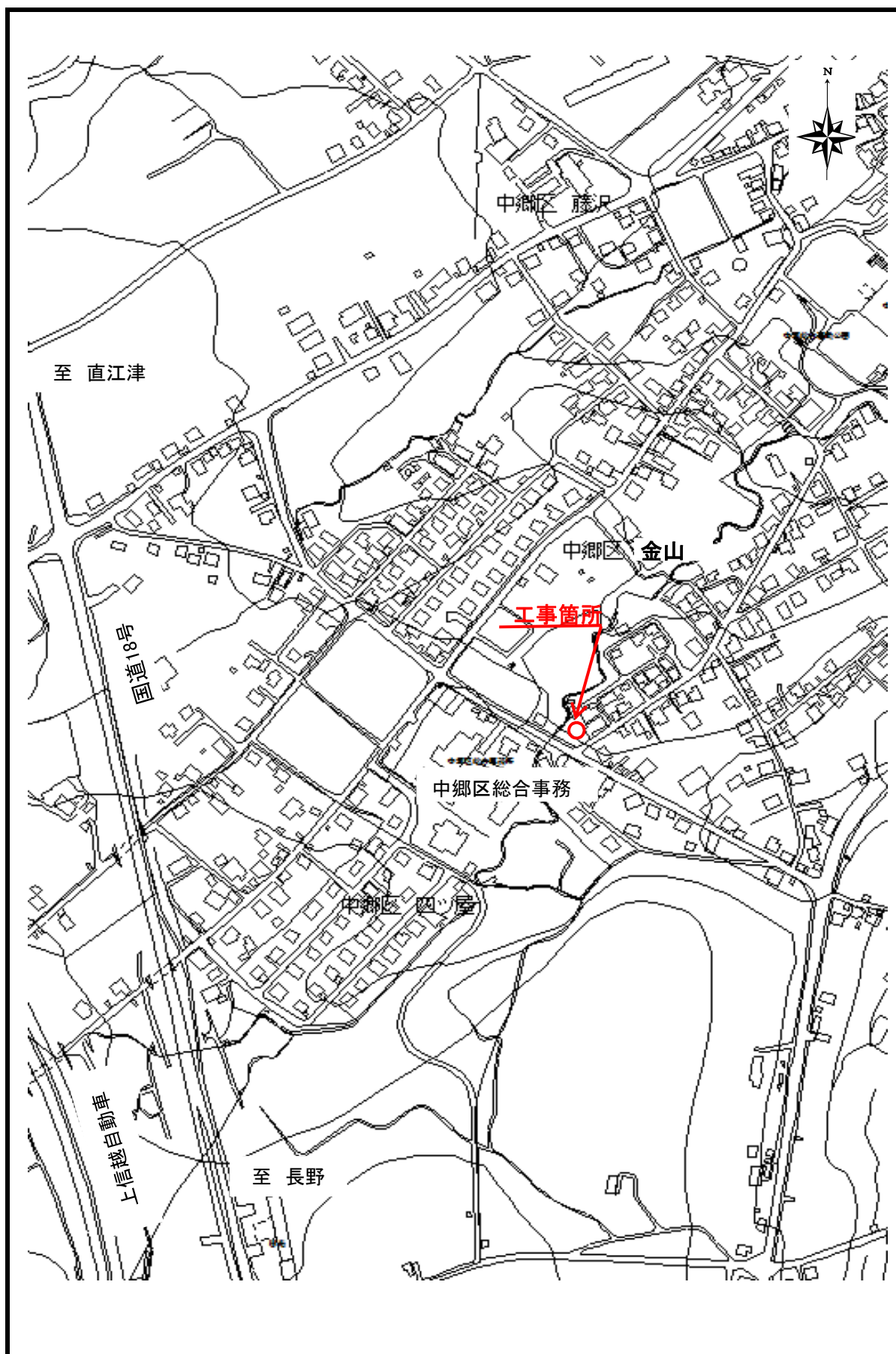
令和元年度

消雪井戸更新 工事 (~~変更~~ 実施) 設計書

中消改 第31-2号	日数 180 日間	令和 年 月 日 着工 令和 年 月 日 竣工
実施設計額 元	円	施工地名 市道 金山中央1号 線 上越市 中郷区金山 地内
変更設計額	円	
実施請負額 元	円	
変更請負額	円	
実施設計概要 元	消雪井戸更新 N=1箇所 さく井工 ケーシング径 250A L=148m ポンプ据付工 水中ポンプ φ80mm×15.0Kw×7段 N=1基 施設撤去工 既設設備撤去・処分 N=1式 泥水処理工 泥水運搬・処理 V=68m ³ 技術管理費 揚水試験 N=1式	

新潟県上越市

位置図



工事施工に関する特記仕様書

【適用範囲】

本工事の施工にあたって請負者は、契約書に基づき、設計図書に従って施工するものとする。また、設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び「新潟県土木工事標準仕様書」を適用するものとする。

①工事現場の照査及び施工計画書

- 実施設計書に基づき現場を照査し、その結果を監督員に確認を得るとともに、施工計画書を作成し現地着手前に提出し監督員の確認を得ること。
- 内容に変更が生じた場合は、速やかに監督員と打合せ・協議を行ない確認を得ること。
- 必要に応じて詳細な調査を行ない、これらの結果を設計図書の資料とあわせて検討し支障のないよう施工しなければならない。

②交通規制及び地元対策

- 現地着手にあたり警察等関係機関と十分協議し、交通規制図等を提出し監督員の確認を得ること。
- 道路使用許可申請書を提出する際は、事前に監督員から内容の確認を得ること。
- 工事期間中は、地元代表者（町内会長等）と連絡を密にするとともに、作業工程等に変更が生じた場合は、監督員と協議し速やかに地元代表者に連絡すること。
- 当該工事完了後、地元代表者に報告すること。また、側溝清掃等の必要があれば立会いを求め地元代表者に了解を得ること。
- 交通規制のかかる工事については、現地着手一週間前までに消防署へ届出すること。

③産業廃棄物受入伝票について（再資源化施設への搬入が必要な場合）

- 廃材数量確認については、請負者が作成したマニフェストの集計表及び請負者保管のマニフェスト原本を提示し確認を得ること。

④環境対策について

- 工事の施工に際し、地球の環境保全を図るため環境に配慮するとともに、環境負荷の低減に努めること。
- 当工事は排出ガス対策型機械の使用を設計計上しているため、工事写真で使用の確認ができるようにすること。（機械の全景、ステッカーの拡大写真）また、低騒音、低振動にも努めること。
- 上記の仕様の建設機械を使用できない場合は、監督員と協議すること。

⑤品質管理基準について

アスファルト舗装、上層路盤、下層路盤における現場密度測定の試験基準は、別紙「品質管理基準及び規格値」のとおりである。

なお、当該工事は、品質管理基準及び規格値（別紙参照）の（ C ）を適用する。

品質管理基準及び規格値

上越市基準 (H23. 4. 1以降)			
工種	規格値	試験基準	適用
下層路盤	最大乾燥密度 (γ_d^{\max}) の93%以上 \bar{X}_{10} =95%以上 \bar{X}_6 =96%以上 \bar{X}_3 =97%以上	中規模以上の工事(合材3,000 t 以上) ↓ 1,000m ³ につき1個	A 原則10個測定して \bar{X}_{10} で判定 10個が得がたい場合は3個測定して \bar{X}_3 で判定 その3個が規格値をはずれた場合はさらに3個追加測定し、 その6個が \bar{X}_6 規格値を満足すればよい
	上層路盤	最大乾燥密度 (γ_d^{\max}) の93%以上 \bar{X}_{10} =95%以上 \bar{X}_6 =95.5%以上 \bar{X}_3 =96.5%以上	
7ｽﾌﾟﾙﾄ舗装	基準密度の94%以上 \bar{X}_{10} =96%以上 \bar{X}_6 =96%以上 \bar{X}_3 =96.5%以上	小規模以下の工事 (3,000t未満だが施工が数日間連続) ↓ 1,000m ³ につき1個 但し、1工事3個以上	B
	路盤	基準密度の93%以上	C 規格値を著しく下回った点が存在した場合は 監督員と協議の上、再転圧を行なうこと
簡易舗装	7ｽﾌﾟﾙﾄ舗装 基準密度の94%以上		

施工条件関係

下記項目、事項のうち○印欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。
 なお、明示事項に変更が生じた場合明示されていない制約等が発生したときは、監督員と協議し、適切な措置をこうするものとする。

明示項目	施 工 条 件
Ⅰ 工程関係	1 関連する別途工事あり 工事名： 予定期間：
	2 施工時期、時間、方法の制限あり 時期： 時間： 方法：
	3 関係機関協議による工程条件あり 協議内容： 完了予定：
	④ その他 今後近接する工事が発注された場合、その工事と工程調整及び施工方法を協議すること。
Ⅱ 用地関係	1 工事用地等の未処理部分あり 処理見込時期： 区間：
	2 仮設ヤードの指定あり 場所： 期間：
	3 その他
Ⅲ 公害対策関係	1 公害防止の制限あり（騒音・振動、排出ガス、粉じん、水質等） 施工方法： 作業時間：
	2 家屋等の調査の必要性あり 方法： 範囲：
	③ その他 別紙「騒音・振動対策に関する特記仕様書」のとおり
Ⅳ 安全対策関係	1 交通安全施設等の指定あり 期間：施工期間中 交通誘導員配置： その他施設等：
	2 近接作業制限あり（鉄道、ガス、水道、電気、電話等） 内容： 工法制限： 作業時間制限：

明示項目	施 工 条 件
④ 安全対策関係	3 発破作業あり 保安施設及び保安要員： 防護工： 作業時間制限：
	4 防護施設（落石、雪崩、土砂崩落等） 内容：
	⑤ その他 交通誘導員については、警察等関係機関との協議により交通処理方法等の変更が生じた場合や現地の状況により、これによりがたい場合は監督員と協議すること。
V 工事用道路関係	1 一般道を搬入路としての制限あり 搬入経路： 期間： 使用後の措置：
	2 一般道路の占用 期間： 規制条件： 時間制限：
	3 仮設道路設置 工法指定の有無： 用地関係： 安全施設： 工事完了後の「存置」または「撤去」：
	4 その他
VI 仮設備関係	1 仮設備の構造及び施工方法の指定あり 内容：
	2 仮設備の設計条件指定あり 内容：本設計で排水工施工時に水替設備を計上している。地元協議や自然条件によって設備に変更を必要とする場合は、監督員と協議して施工するものとする。
	3 仮設備の転用、兼用あり 工種： 内容：
	4 イメージアップあり 内容：
	5 その他
⑦ 残土・産業廃棄物関係	別紙「特記仕様書 建設副産物関係」のとおり

明示項目	施 工 条 件
Ⅷ 工事支障 物件等	1 占用支障物件あり（電気、電話、水道、ガス等） 内容： 移設、撤去、防護方法等： 時期：
	2 占用物件重複施工あり 内容：
	3 その他
㊦ 排水工 （濁水処理含む）	① 濁水、湧水処理の特別な対策あり 内容：工事中に発生する泥水は、回収し処分すること。 処分量は、発生見込量で計上の為、実績量（現地立会、写真、マニフェスト）に基づき 数量の変更設計を行う。
X 薬液注入関係	1 薬液注入工法あり
X I その他	1 現場発生材あり 品名： 現場内再使用の有無：無 納入場所：
	2 支給品および貸与品あり 品名： 引渡し場所：
	3 品質証明の対象工事である 標準仕様書第1編（章）1-1-24による
	4 その他

排ガス対策型建設機械関係

本工事において以下に示す施工機械を使用する場合は排出ガス対策型建設機械指定要綱に基づき指定された建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設省技術評価制度公募課題技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策建設機械と同等とみなすものとする。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い提出するものとする。なお、指定機械であることを識別するラベルが添付されているので、確認できるように撮影すること。

機 種	備 考
バックホウ トラクタショベル（車輪式） ブルトーザ 発電発電機（可搬式） 空気圧縮機（可搬式） 油圧ユニット類 以下に示す基礎用機械のうち、ベースマシンまたは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載するもの。 〔油圧ハンマ・パイプロハンマ・油圧式鋼管圧入引抜機 油圧式杭圧入引抜機・アースオーガ・オールケーシング掘削機械・リバースサーキュレーションドリル・アースドリル・地下連続壁施工機・全回転型オールケーシング掘削機〕 ローラ類（ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ） ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械を対象とする。

材料指定関係

参考資料の仮設工における数量・材料名・材料規格は、他の設計図書に明示されていない限り積算のための参考資料であるので、指定とはならない。

騒音・振動対策に関する特記仕様書

1. 目的

本仕様書は建設工事に伴う、騒音、振動の発生をできる限り、防止することにより、生活環境の保全と円滑な工事の施工を図ることを目的とする。

2. 適用

本工事箇所は、騒音、振動を防止することにより、住民の生活環境を保全する必要があると認められる区域に該当するので、施工計画書で騒音、振動対策を明記すること。

3. 遵守する法令

騒音、振動対策の施工にあたっては、騒音規制法、振動規制法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例等を十分理解しておくこと。

4. 対策の主な基本事項

1) 騒音、振動対策については、騒音、振動の大きさを下げるほか、発生期間を短縮するなど全体的に影響の小さくなるように次の事項について検討すること。

- (1) 低騒音、低振動の施工法の選択
- (2) 低騒音型建設機械の選択
- (3) 作業時間帯、作業方法の設定
- (4) 騒音、振動源となる建設機械、設備の配置

2) 建設機械の運転については以下に示す配慮をすること。

- (1) 現場管理等に留意し、不必要な騒音、振動を発生させない。
- (2) 建設機械等は、整備不良による騒音、振動が発生しないように点検、整備を行う。
- (3) 作業待ち時には、建設機械等のエンジンをできる限り止め、不必要な騒音、振動を発生させない。

5. 対策の具体的事項

1) 土工（掘削、積込み作業）

- (1) 掘削、積込み及び締固め作業は、低騒音型建設機械の使用を原則とする。
- (2) 掘削（舗装版等）は衝撃力による施工を避け、無理な負荷をかけないよう丁寧に運転する。

2) 土留工・構造物取り壊し工は、騒音、振動に関して苦情の多い工種であるので、十分配慮する。

特に取り壊しにおいて、小割を必要とする場合は騒音、振動の影響の少ない場所で小割する方法を検討する。

3) 覆工板（路面覆工）の取り付けでは、段差、通行車両による、がたつき、跳ね上がり等による安全対策はもちろん、騒音、振動の防止にも留意する。

4) 空気圧縮機・発動発電機は低騒音型建設機械の使用を原則とする。

6. 特定建設作業の届出

現場代理人は特定建設作業の届出をする場合、騒音規制、振動規制法の14条第1項の規定により、特定建設作業開始の日の7日前までに届出した「特定建設作業実施届出書」の写しを監督員に速やかに提出すること。

特定建設作業の種類および規制基準

特定建設作業の種類		騒音・振動の大きさ	作業時間帯	作業禁止	実施届出
騒音 関係	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業、セメントミルク工法を除く）	85dB	上越市では8:00～17:00を作業時間帯として指導している。	日曜日及びその他の休日	7日前までに届出
	びょう打機を使用する作業				
	さく岩機を使用する作業（連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）ハンドブレイカー（空気圧、電動）、油圧式、打撃のみを行うブレイカーも該当。				
	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、原動機の定格出力が15kw以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力源として使用する作業を除く）				
	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る）を設けて行う作業				
	バックホウ（低騒音型として環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る）を使用する作業				
	トラクターショベル（低騒音型として環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る）を使用する作業				
	ブルドーザー（低騒音型として環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る）を使用する作業				
	コンクリートカッターを使用する作業（連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）				
	振動 関係				くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業（もんけん、圧入式くい打くい抜機及びセメントミルク工法を除く。振動パイルドライバ、パイプロハンマーは該当。くい打機をアースオーガーと併用する作業も該当）
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業					
舗装版破碎機を使用する作業					
ブレイカー（手持式のもの除く）を使用する作業（連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）					
<ul style="list-style-type: none"> 騒音の大きさは、作業の場所の敷地の境界線における値。 振動の大きさは、作業の場所の敷地の境界線における値。 					

再生クラッシャーラン・アスファルト再生クラッシャーラン特記仕様書

建設工事に伴い発生する建設廃材を破碎または混合して製造する再生クラッシャーラン・アスファルト再生クラッシャーラン（以下「再生クラッシャーラン等」という。）の性状について、次のとおり規定する。

なお、再生クラッシャーランを構造物の基礎材等として使用する場合についてもこの定めによる。

1 材料

1-1

①再生クラッシャーラン（RC-40）

セメントコンクリート廃材から製造した再生骨材および路盤再生骨材（路盤発生材を必要に応じて破碎、分級して製造した骨材）を単独または相互に組み合わせ、必要に応じてこれに補足材を加えて、所要の品質が得られるように調整した材料をいう。

②アスファルト再生クラッシャーラン（ARC-40）

再生クラッシャーラン（RC-40）もしくはクラッシャーラン（C-40）を母材とし、グリズリアンダー材を混合したものをいう。アスファルト再生クラッシャーランには、再生クラッシャーラン（RC-40）を母材とする「RC混合」とクラッシャーラン（C-40）を母材とする「C混合」がある。

1-2

再生クラッシャーラン等は、ゴミ、泥、有機物、プラスチック、金属、ガラス、陶磁器、レンガ、瓦等を有害量含んではならない。

1-3

再生クラッシャーラン等の最大粒径については、最大40mmと定める。

2. 品質

再生クラッシャーラン等の品質規格ならびに品質管理については、新材のクラッシャーランに準じるものとする。

2-1（品質）

路盤材に使用する再生クラッシャーラン等の修正CBR、塑性指数、グリズリアンダー材の混入率は次表を標準とし、舗装の構造設計に用いる等値換算係数（下層路盤）は0.25とする。

材 料	修正CBR	PI (塑性指数)	グリズリアンダー材 の混入率
再生クラッシャーラン	30%以上	6以下	—
アスファルト再生クラッシャーラン	40%以上	6以下	質量配合40%以下

[注]

(1) 再生クラッシャーラン等に用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50%以下でなければならない。試験方法はロサンゼルスすりへり減量試験（粒度は道路用砕石S-13（13～5mm）のもの）とする。

(2) 再生クラッシャーラン等の材料として路盤再生骨材もしくは路盤発生材を用いる場合のみPIの規定を適用する。

2-2（粒度範囲）

再生クラッシャーラン等の粒度は〔JIS A 5001〕道路用砕石の規定に準じ、粒度範囲は次表による。

粒度の範囲(mm)		RC-40 (40~0)	ARC-40 (40~0)
ふるい目(mm)	53.00	100	100
通過 質量 百分 率 (%)	37.50	95~100	95~100
	31.50	—	—
	26.50	—	—
	19.00	50~80	50~80
	13.20	—	—
	4.75	15~40	15~40
	2.36	5~25	5~25

[注] 粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

建設副産物関係

1. 再生資材の利用

下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再生資材名	規格	使用箇所	備考
再生砕石	RC-40	埋戻材・基礎材	

2. 建設発生土の利用

(1)盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。

発注機関	工事名	発生場所	施工会社名・連絡先	備考

(2)改良土の利用

発生土の搬出（埋戻し土量相当分）、改良土の搬入は、下記の施設を利用するものとする。

中間処理施設	施設所在地	規格	使用箇所	受入・改良土費用

3. 建設発生土の搬出

工事の施工により発生する建設発生土処理は、下記により積算している

※運搬距離に変更が生じた場合は、監督員と協議することとする。

搬出先			
搬出先地名			
連絡先			
設計運搬距離			
受入時間			
設計受入費用			
仮置場の有無			
備考			

建設発生土改良土プラントへ土砂を運搬処理する場合、上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

4. 建設廃棄物の搬出

工事の施工により発生する廃棄物は、下記により積算している。

搬出する廃棄物名	アスファルト殻	CO殻（無筋）	
設計運搬距離		5.5km以下	
受入時間			
設計受入費用		1,800円/t	
備考			

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と請負者の提示する施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

5. 再生資源利用計画書の必要の有無

(有り)

※竣工時には出来高数量を記入した実施書も含めCDで提出のこと

6. 再生資源利用促進計画書の必要の有無

(有り)

※竣工時には出来高数量を記入した実施書も含めCDで提出のこと

7. 特定建設資材廃棄物の処理について

当該工事は建設リサイクル法対象工事であり、特定建設資材廃棄物（コンクリート・アスファルト・木材）は同法にに基づき適正に処理し、資材の再資源化に努めること。

なお、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、法第18条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。

8. 自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書の写しを提出すること。

9. 廃材数量確認については、請負者が作成したマニフェストの集計表及び請負者保管のマニフェスト原本を提示し確認を得ること。

10. 協議について

建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定によりがたい場合は、速やかに発注者に報告し、協議すること。

請負工事指定事項総括表

(A):指定 (B):一部指定 (C):任意

項 目	指 定 事 項		備 考
	当 初	変 更	
工 法 の 指 定			
仮 設 工 事 の 指 定			
施 工 の 立 会 検 査 又 は 記 録 の 整 備			
部 分 払 の 対 象 と し な い 事 項			
施 工 条 件 の 基 準	1. 特記仕様書 2. 新潟県土木工事標準仕様書		
そ の 他	1. 産業廃棄物は「廃棄物の処理に関する法律」 によって適正に処理すること。		

特定防衛施設周辺整備調整交付金事業に関する特記仕様書

本事業は「特定防衛施設周辺整備調整交付金事業」であり下記のとおりとする。

工事案内文書及び工事看板に「特定防衛施設周辺整備調整交付金事業」である旨を記載すること。

「週休２日取得モデル工事」特記仕様書

本工事は、上越市「週休２日取得モデル工事」の試行対象案件である。

受注者は、受注後速やかに「週休２日取得モデル工事」希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。

協議により試行する場合は、『「週休２日取得モデル工事」試行実施要領』に基づき行うものとする。

上越市発注建設工事における市内下請及び資材発注について

第1 下請発注について

請負者は、本建設工事の施工に当たり、工事の一部を下請企業に請け負わせて施工しようとする場合には、下請企業を上越市内企業の中から選定するよう努めるものとする。

第2 建設資材発注について

請負者は、本建設工事の施工に当たり、建設資材を発注しようとする場合には、納入企業を上越市内企業の中から選定するよう努めなければならない。
また、上越市産資材がある場合には、他に優先して使用するよう努めるものとする。